

夙川学院短期大学学則 (抜粋)

第1章 総則

(目 的)

第1条 本学は、教育基本法および学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎のうえに主として、児童教育学に関する実地的な専門の学芸を教授研究し、教養ある社会人を育成することを目的とする。

学科名称

(学科) 児童教育学科